

議案第6号

大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年5月31日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「により、個人番号の利用」を「による個人番号の利用及び法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供」に改める。

第3条第1項中「、別表」を「、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、法第19条第9号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3条に次の1項を加える。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用をした場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第3条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、法別表第2の第1欄に掲げる市の執行機関が、同表第2の第3欄に掲げる市の他の執行

機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の他の執行機関が当該特定個人情報を提供する場合とする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供をした場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

執行機関	事務
1 市長	大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第21号）による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大網白里市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年規則第5号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第3条第1項及び第2項）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支

		給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	大網白里市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
6 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。